

# 「税源移譲」に伴う税制改正



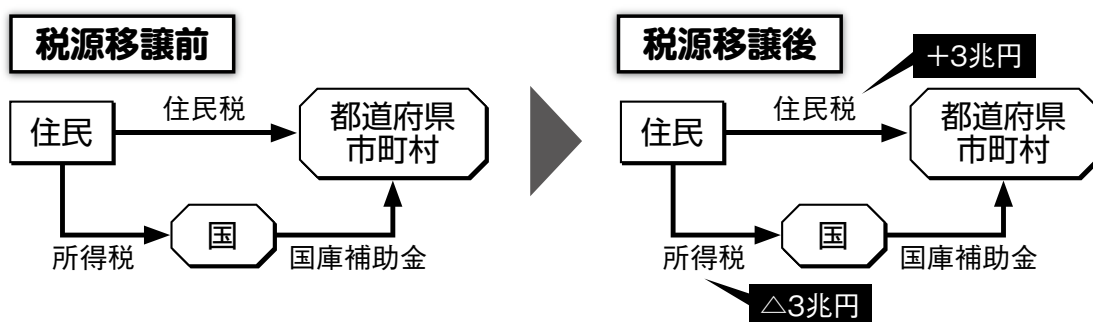
平成19年1月からの所得税、平成19年度からの住民税(町県民税)の主な変更は、次のとおりです。

広報「日高川町」1・3月号へも関連記事を掲載しました。参考にして下さい。

## Qなぜ変わるのか?

**A** 住民に身近な公共サービスの多くは地方自治体(県・市町村)が行っています。各自治体が住民にとって真に必要なサービスを自らの責任により効率的に行えるよう国税から地方税へ、3兆円の税源移譲を行うことになったためです。

国の税金である所得税を引き下げ、地方の税金である町県民税を引き上げるにより、税源を国から地方へ移します。



## Qどう変わるの?

**A** 町・県民税、所得税の税率が変更されます。

| 町県民税            |          |     |                      |     |
|-----------------|----------|-----|----------------------|-----|
| 課税所得金額          | 平成18年度以前 |     | 平成19年度以降             |     |
|                 | 町民税      | 県民税 | 町民税                  | 県民税 |
| 200万円以下         | 5%       |     | 10%<br>(町民税6% 県民税4%) |     |
| 200万円を超え700万円以下 | 10%      |     |                      |     |
| 700万円超          | 13%      |     |                      |     |

平成18年度までは、課税所得金額に応じて段階的に税率が上がる累進課税方式でしたが、平成19年度からは、課税所得金額にかかわらず一律10%(町民税6%:県民税4%)の比例税率に変わります。

| 所得税               |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 課税所得金額            | 平成18年以前 | 平成19年以降 |
| 195万円以下           | 10%     | 5%      |
| 195万円を超え330万円以下   |         | 10%     |
| 330万円を超え695万円以下   | 20%     | 20%     |
| 695万円を超え900万円以下   |         | 23%     |
| 900万円を超え1,800万円以下 | 30%     | 33%     |
| 1,800万円超          | 37%     | 40%     |

4段階の税率を6段階に細分化(累進課税方式は変わっていません)

※課税所得金額とは、総所得金額から扶養控除等の所得控除額を差し引いた金額です。

# Qいつから変わるの？

## A 税源移譲の時期は、収入の種類によって異なります。

給与所得者…… ほとんどの方の、所得税は平成19年1月の源泉徴収分から減額され、住民税(町県民税)は6月の徴収分から増額されます。

年金受給者…… ほとんどの方の、所得税は平成19年2月の源泉徴収分から減額され、住民税(町県民税)は6月の徴収分から増額されます。

事業所得者…… ほとんどの方の、住民税(町県民税)は平成19年6月の納付分から増額され、所得税は平成20年3月の確定申告分から減額されます。

# Qほかにどんな改正等があるの？

## A ★ 定率減税が廃止

平成11年度より、税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。

町県民税 ——▶ 平成19年度から廃止

所得税 ——▶ 平成19年分から廃止

## ★ 65歳以上の方の住民税非課税措置の廃止(平成19年度までの経過措置を適用)

平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されています。

ただし、平成17年1月1日現在において65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)については、次のとおり経過措置がとられています。

| 区分  | 平成18年度分    | 平成19年度分    | 平成20年度 |
|-----|------------|------------|--------|
| 所得割 | 税額の3分の2を減額 | 税額の3分の1を減額 | 減額なし   |
| 均等割 | 1,300円     | 2,600円     | 4,000円 |

## ★ 「紀の国森づくり税」(県民税)が創設

和歌山県では、平成19年度より県民の財産として森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくために県民のみなさまに個人県民税の均等割に対する超過課税(上乗せ課税)となる「紀の国森づくり税」を創設しました。

税 率 個人の方…500円 法人の方…均等割額の5%

実施期間 平成19年4月1日～平成23年(5年間)

税のしくみに関すること ▶ 和歌山県総務部税務課 ☎ 073-441-2183

税の使いみちに関すること ▶ 和歌山県農林水産部林業振興課 ☎ 073-441-2960

お 問 い  
合 せ 先

税のしくみに関すること ▶ 和歌山県総務部税務課 ☎ 073-441-2183

税の使いみちに関すること ▶ 和歌山県農林水産部林業振興課 ☎ 073-441-2960

# Q税負担は増えるの?減るの?

## A 町県民税は、ほとんどの方は次の図のように増額となります。

国から地方への「税源移譲」に伴う税制改正により、町県民税が増えても所得税が減るため税源移譲による税負担の増減はほとんどありません。

ただし、平成11年度から導入されていた定率減税が平成19年度より廃止されたことによる増額分と和歌山県が創設した「紀の国森づくり税」が増額となります。

